

令和2年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 令和2年6月19日(金) 午前10時30分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

議案第21号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出3款民生費

○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	青柳 充茂 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	西條 富雄 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議事総務係長	佐原 守 君
--------	---------	--------	--------

午前10時23分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○教育長 おはようございます。それでは、追加補正予算の御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 それでは、当委員会に付託されました案件は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため簡潔明瞭な説明、質問答弁を心がけてください。なお、今回はマイクがありませんので、少し声を大きくしてゆっくり発言していただけたらと思います。そんなことで、よろしく御協力をお願いいたします。

議案第21号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出3款民生費

○**委員長** 議案第 21 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 4 号）中、当委員会に付託された部分についてを議題とします。説明を求めます。

○**福祉課長** それでは、議案第 21 号歳出でございますが、11、12 ページをお開きください。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、説明欄の白丸、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付費 1,476 万 9,000 円につきましては、今まで離職や自営業の廃業等により、住居を失う可能性のある経済的困窮者を対象に、求職活動中の家賃相当額を給付しておりましたが、今回新型コロナウイルス感染の影響によりまして、生活困窮者自立支援法の施行規則の一部が改正となりまして、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方にも対象が拡大されたことや、求職条件が緩和されたことによりまして、5 月から相談、申請が急増している現状でございます。6 月 17 日現在までに 43 人の方が、この住居確保給付金を申請されておまして、今後も増えることを想定いたしまして、70 人分の家賃を見込み、増額補正をお願いするものでございます。なお、この事業に係る費用につきましては、国が 4 分の 3 となっております。

続きまして、その下の 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、説明欄白丸、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 1 億 3,110 万円のうち、下から 2 つ目の黒ポツ、ひとり親世帯臨時特別給付金 7,350 万円につきましては、国の第 2 次補正予算を受けまして、低所得のひとり親世帯への臨時特別給金の支給及び、その下の黒ポツ、本市独自のひとり親世帯への生活支援金 5,000 万円の支給事業を行うものでございます。

事業の概要につきまして、別紙の資料を用意させていただきましたので、配付してよろしいでしょうか。

○**委員長** これを認めます。

よろしく申し上げます。

○**福祉課長** お願いします。まず、国のひとり親世帯への臨時特別給付金ですが、目的は新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯の負担の増加や経済的影響を受けやすいひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金となっております。

(1) 支給対象者は、①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受けている者。②公的年金給付、これは遺族年金、障害年金などのことですが、これらの年金を受けていることにより児童扶養手当の支給をされていない者であります。一定の限度額の条件がついております。③コロナの影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった者が該当となっております。

次に (2) 給付額でございますが、支給対象者①②③、いずれかの該当には 1 世帯 5 万円を、第 2 子以降に 1 人につき 3 万円が加算されるものでございます。また、支給対象者の①②の者のうち、コロナの影響により収入が減少した家計急変者世帯には 5 万円が加算されるものとなっているものでございます。

(4) 費用でございますが、この給付に係ります事業及び事務費につきましては、10 分の 10 全額国庫負担となっております。

2 ページをお願いいたします。次に、塩尻市における給付の内訳でございます。①児童扶養手当を受給している者、現在市内では約 450 世帯ありまして、そのうち第 2 子以降の児童数は約 250 人となっております。また、コロナの影響により収入が減少した者が約 300 人と見込んでおり、追加給付の対象者としております。

②公的年金等の給付を受け、児童扶養手当の支給を受けていない者は約 150 世帯。そのうち第 2 子以降の児童数は約 80 人。コロナの影響により収入が減少した者が約 100 人と見込み、追加給付の対象としております。

次に③コロナの影響により児童扶養手当の対象となる水準まで収入が減少した家計急変者は約 200 世帯。そのうち第 2 子以降の児童数は約 120 人と見込んでおりまして、合計では市内 800 世帯が対象に、給付額では 7,350 万円としているところでございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。次に市単独のひとり親世帯への生活支援につきましては、国の支給対象者に上乗せして給付をし、また国の対象外になるひとり親世帯に対し一律給付をするものでございます。

(1) 支給対象者は、国の①から③の支給対象者 800 人と④の国の支給対象とならない者 200 人を見込み、合計 1,000 人を想定しているものでございます。

(2) 給付額は、国の給付額と同様に 1 世帯当たり 5 万円を給付するものでございます。

(4) 給付方法でございますが、現在、児童扶養手当を受給されている方へは、国の臨時特別給付金と共に、申請書は不要とし、8 月中には登録口座へ振り込むことを予定しております。②③④の該当者へは、申請書をいただいて、審査終了後に指定口座へ、国の給付分と合わせて順次給付をしていくことにしております。

4 ページを御覧ください。給付の内訳でございますが、①から③は国の給付対象者 800 人と、④市単独の給付者、国の給付対象外であり、収入の変わらない方 200 人ほどの見込みを合わせて、全体で 1,000 世帯に 5 万円を給付し、総給付額 5,000 万円となるものでございます。

続きまして、また議案の予算書へ戻っていただきまして、市単独事業の生活支援給付内の会計年度任用職員報酬以下、消耗品、印刷製本費、郵便料、口座振替等手数料、システム構築委託料は事務費として、また、国の臨時特別給付金は事業費として、国が 10 分の 10 となっているものでございます。

また、今回 1 企業からコロナの感染拡大の影響を受け、厳しい環境に置かれている子育て世帯への支援として、市に対し寄附金をいただいております。その寄附金を市単独事業に充当させていただいているものでございます。私からは以上です。

○**こども課長** 続いて、2 目児童運営費の白丸、保育所運営費の黒丸、園外活動支援業務委託料 360 万円につきましては、公立保育園におきまして、この春に実施を予定しておりました春の園外活動、いわゆる春の遠足などが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となったことから、この秋の園外活動、いわゆる秋の遠足等におきまして、3 歳以上児を対象にバス等を利用して、市内の公園などへ出かける園外活動に係る経費を増額補正するものでございます。予算計上に当たりまして、市内業者に市内遊園施設へのバスハイクの園外活動の支援業務として、バスの借上げ、入園料のチケット手配等の見積もりを依頼いたしまして、園の児童数に応じて試算したものでございます。なお、本事業は、バス運行会社、また旅行代理店など、市内の観光関連業者のための経済対策としての側面を持ち合わせております。園外活動の実施に当たりましては、地域の感染の状況等を踏まえつつ、行き先や移動手段について検討すると共に、移動時のバスの換気や座席配置等、安全面にも配慮するよう指示をいたします。財源につきましては、市の単独事業でございます。以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 住居確保給付費ですが、70 人分ということですが、具体的にどういう場合どれくらい給付されるのか、その辺についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○**福祉課長** この住居確保給付金につきましては、世帯数によりまして給付する額が変わってきております。単身世帯の場合は 3 万 1,800 円、2 人世帯の場合は 3 万 8,000 円、3 人から 5 人世帯については 4 万 1,300 円と、

人数によって変わってきております。これにつきましては、あと、住居確保については収入要件というのがありまして、支給収入要件としましては、世帯収入の合計額が住民税均等割非課税世帯になるまで収入が落ちているということということになりますと、単身世帯の場合、年額で言いますと93万6,000円未満、月で言いますと7万8,000円未満というようになると。その収入になったときに該当になるということでございます。基本原則3か月間の家賃を支給させていただくわけですが、条件を整えば、この条件というのは、誠実に求職活動を行っている場合等につきましては延長3か月、計6か月、また再延長3か月、9か月が最大の支給期間となっております。以上です。

○柴田博委員 これ開始はいつから、何月分からということでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○福祉課長 申請のあった翌月の家賃分からということになります。

○柴田博委員 それから最長で9か月間は給付されるということですか。

○福祉課長 そのとおりです。

○柴田博委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 保育所運営費の園外活動支援業務委託料につきまして、保育所になってはいますが、これに対して児童館等々についての扱いはどうなるか教えてください。

○こども課長 この予算の事業スキームにつきましては、公立保育園15園を対象とするものとしておりまして、児童館の遠足、バスハイク等につきましては補助しておりません。

○西條富雄委員 分かりました。いいです。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 ひとり親世帯の給付も含めてですが、国からの給付金も各市町村に先駆けて給付したということで、本当に世間の皆さん大変だと思えますが、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

手続自体は、特に外部のシステムとかに限らず、今回は庁内だけで的確にやるのか、やり方とかどうやっているのか、ほかの市から私のところに個人的に問い合わせが来たりしたものですから、なぜ早くできたのかも含めて教えてもらえればうれしいかなと思います。

○福祉課長 特別定額給付金につきましては、市の職員が独自にシステムを開発したということで早くできたといえますか、業者委託していると時間がかかるというようなことで、できた経過だと思いますが、今回のひとり親家庭につきましては業者委託を予定しておりまして、システム構築費を出させてもらうということでございます。そちらのほうで、今現在ある児童扶養手当の名簿等を取り込んで、発送等を含めて、新しい人も出ることも想定しておりますので、その入力、それから審査、支払いシステムまで一連の流れを業者へ委託するというのを予定しております。

○金子勝寿委員 分かりました。いいです。

○柴田博委員 今のひとり親世帯向けの給付ですが、児童扶養手当を支給されているところは申請がいらぬということですが、申請が必要な世帯については、その申請書等はどのようにして入手すればいいのかということ。あと、市の単独のほうについては、国のほうに該当する人と該当しないで市独自のほうということで2種類あるの

ですけれど、申請のほうはどのようなふうになるのか、お願いします。

○福祉課長 児童扶養手当を現在もらっている方につきましては、名簿がございますので申請なし、必要な書類もなしで給付する予定にしています。私ども、それに漏れている人で所得がオーバーになっている方という人も実質は捉えておりますので、そういう方々には御案内通知を出させていただいて、申請をすれば可能性があるということですと通知を出させていただくということを考えております。扶養義務者として収入が多い方で、全然児童扶養手当にもタッチしていなかったという方につきましては、広報等、7月1日号にはお知らせをさせていただく予定にしておりますし、ホームページのほうでも掲載させていただく予定にしております。周知を広くして、申請をしていただくように呼びかけていきたいと思っております。

○柴田博委員 申請書そのものは、ホームページ等からダウンロードして使うのか、それともどこか支所とかにもらいに行かなければいけないのか、その辺どうなのですか。

○福祉課長 申請書の用紙に添付する書類というのも結構多くて、こちらのほうで分かっている方には、該当する申請用紙と添付書類につきましては送付する予定にしております。そのほかの方については、ホームページに当然それを全部載せますが、御案内させていただいて分からない場合には、問い合わせをしていただいたところで話を聞きながら、これとこれの書類が必要ですねという御案内をさせていただきたいと思えます。

○柴田博委員 市独自のほうの1,000世帯分については、これはまた別の申請書になるわけですか。

○福祉課長 こちらで確認したい添付書類もございますので、別に申請書をつけていただく予定としております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 保育所運営費のところの園外活動支援についてですけれど、説明の中で3歳以上の園児ということでした。答弁の中で、公立15園ということですが、私立の幼稚園などでもやはりいろいろ活動を今まで控えてきたと思います。それと、あと説明の中で、市内のバス会社等への支援ということで、幼稚園は送迎バスもあることはあるかもしれないのですが、活動支援という意味で、幼稚園からも何かそういった希望があった場合に、何か市として応援するというようなことがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○こども課長 こちらにつきまして、保育所運営費に計上させていただいております。この予算で私立の幼稚園に支援するということは、今のところできない状況でございます。要望につきましては、特段私立幼稚園からはこども課のほうに入っていないという状況でございます。今のところは、そういった要望がもしあれば検討させていただくという、そんなスタンスでございます。

○丸山寿子委員 たしか私立の保育園もあるかと思いますが、それについても今の答弁と一緒になのかどうかお願いします。

○こども課長 私立保育園2園につきましても、今のところ要望等がこちらに来ていない状況でございます。今後の要望等に対応するような調整を図りたいと考えております。

○丸山寿子委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 21 号中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 21 号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、審査を終了します。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○教育長 追加議案に関しまして、お認めいただきまして、まことにありがとうございました。

○委員長 それでは、以上をもちまして、6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前 10 時 45 分 閉会

令和 2 年 6 月 19 日（金）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印